

議案第2号

令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）

令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

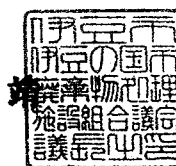
令和3年2月9日提出

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合  
管理者 伊豆の国市長 小野 登志子

可決

令和3年2月9日

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議長 青木



第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 衛生費	1 清掃費	新施設整備事業 (新ごみ処理施設設計・施工監 理業務委託料)	千円 3,878
		新施設整備事業 ( (仮称) 伊豆市伊豆の国市新 ごみ処理施設建設工事)	千円 617,870